

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名 (担当部署)	千葉市 [千葉県] (財政局資産経営部債権管理課)	人口(平成27年1月1日住 民基本台帳)	962,376人
取組事項	職員向け研修		
対象債権	滞納処分できない全債権 (自力執行権 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)		

I 25年度の実施状況

1. 目的、動機	滞納処分できない債権(非強制徴収公債権、私債権)の管理について体系的な研修を受講することにより、債権管理に関するノウハウの習得を図る。
2. 実施時期、回数	平成25年6月～11月の計10回
3. 参加人数	36人
4. 研修講師	弁護士
選定方法	内閣府から推薦された弁護士
5. 対象債権	滞納処分できない全債権
6. 研修内容	第一部：基礎の習得5回、第二部：演習5回
7. 結果(アンケート等)	アンケート結果 ○理解度 「全て理解できた」:25%、「概ね理解できた」:75% ○有用度 「参考となった」:75%、「概ね参考となった」:25% 「第一部で基礎を学び、第二部で演習を行う」という流れは理解を深められるという意見が受講者から多数見られ、このような形式は非常に有意義であると思われる。
8. 効果(業務への反映等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理の一連の流れを順序立てて習得することができるため、事務の全体像を把握することができた。 ・ 外部専門家が講師のため、より実践的で、緊張感が生まれ、受講生の債権回収への意識づけが高まるきっかけともなった。 ・ 研修により、受講生やその所属は法的措置を見据えて債権管理に取り組むようになった。その結果、支払督促や訴訟を実施しているほか、債権の保全として仮差押え2件(生活保護費返還金1件、母子寡婦福祉資金貸付金1件)を実施した。
9. 判明した課題	債権回収において習得すべき知識は多岐にわたることから、複数回にわたる研修の実施のみならず、研修を継続的に実施することも必要である。

II 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果等	研修講師である弁護士の紹介。
-------------	----------------

III 26年度の実施状況

1. 実施の有無	継続実施
2. 実施に当たって25年度からの変更点や改善点等	24年度、25年度と2年間の研修および債権管理課での実務において、ノウハウを習得した債権管理課職員が講師となり、基礎部分の研修を平成26年6月に実施した（参加人数24人）。 また、日常の債権管理において対応に苦慮している事例を募り、弁護士への相談会という形式の研修を平成27年1月に実施した（事例7件（市営住宅使用料、市立病院診療費など）、参加人数17人）。
3. 27年度以降の方向性	債権管理課職員が講師として行う研修は内容を拡充して継続予定。弁護士への依頼も継続予定であるが、実施形式については検討中。